

児童手当制度改正 お手続きについて

1. 申請が必要な方

別紙フローチャートに基づき、手続きが必要な方を記載しています。

■「認定請求書」の提出が必要な方（フローチャート④・⑤に該当する方）

- ・高校生年代の児童のみを養育し、現在児童手当を支給されていない方
 - ・所得上限を超えているため、児童手当を支給されていない方
- ※児童の保護者のうち**生計中心者（所得が高い方）**が申請してください
※**公務員の方は勤務先で手続き**してください。

■「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方（フローチャート②・③・④に該当する方）

- ・**子が3人以上**いる、かつ保護者に経済的負担のある18歳年度末から22年度末までの子を監護している方（※現在、児童手当を受給している方、新規に児童手当を申請する方のどちらも、該当する場合は提出してください。）

■「額改定請求書」の提出が必要な方

（フローチャート①・②に該当する方）

- ・中学生以下の児童と高校生年代の児童を監護している児童手当受給者は、原則手続き不要で令和6年10月分以降の高校生年代分も支給されます。一部手続きが必要な場合がありますので、下記をご確認ください。

【手続きが必要な場合】

- ・高校生年代児童について、監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出している
- ・児童が高校生年代になった後に、大野市に転入している
- ・児童が親元を離れ、市外・県外に居住し、高校に通っている

多くの方がこちらに該当し手続きが不要です

- ・中学卒業まで児童手当の支給対象だった児童が、高校生年代になって支給対象外になったが、中学生以下の兄弟がいるので、現在も大野市から児童手当を受給している。

※高校生年代になった児童について、監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出していない限り、支給対象要件児童として登録していますので、手続き不要で高校生年代分も支給されます。

2. 申請に必要な書類

	添付していただく書類
認定請求書	本人確認書類の写し、請求者名義の口座が確認できる書類（通帳の写し等）、請求者の保険証の写し
監護相当・生計費の負担についての確認書	本人確認書類の写し ※内容を審査する際に、追加書類を求める場合があります。
額改定請求書	本人確認書類の写し、請求者の保険証の写し

必要な様式は大野市ホームページからダウンロードしてください

裏面もご覧下さい

3. 申請方法・申請期間

下記の「郵送申請先」に郵送で申請してください

- 「認定請求書」の提出が必要な方（フローチャート④・⑤に該当する方）

令和6年9月30日（月）までに申請：令和6年12月10日（火）に10月、11月分を支給予定

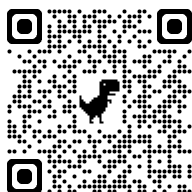
- 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方
（フローチャート③に該当する方）

- 「額改定請求書」の提出が必要な方（フローチャート①・②に該当する方）

令和6年10月31日（木）までに申請：令和6年12月10日（火）に10月、11月分を支給予定

申請期間を過ぎると、手当の受給が遅くなったり、受給できない場合があるので、必ず期限内に申請してください。

大野市ホームページ
はこちら



郵送申請先・お問い合わせ先

大野市こども支援課（結とぴあ1階 1番窓口）

〒912-8666 大野市天神町1-1

電話：0779-64-5140

mail：kodomom@city.fukui-ono.lg.jp

令和6年度 児童手当制度改正 手続き要否確認用フローチャート

現在、大野市から児童手当(特例給付を含む)を受給していますか？

はい

いいえ

高校生年代の子を養育していますか？

高校生年代以下の子を1人以上養育していますか？

はい

はい

いいえ

中学卒業まで大野市から児童手当を受給していて、高校生年代になって支給対象外になったが、中学生以下の兄弟がいて、現在も大野市から児童手当を受給していますか？

子を養育している方が2人以上の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

制度改正の対象外です

はい

はい

いいえ

いいえ

勤務先にお問い合わせください

所得の高い方の住民登録地は大野市ですか？

大学生年代の兄弟がいて、その子を含めて3人以上の子を養育していますか？

いいえ

いいえ

いいえ

手続きは不要です
※増額となる場合は、市で増額処理を行います

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

大学生年代の兄弟がいて、その子を含めて3人以上の子を養育していますか？

大学生年代の兄弟がいて、その子を含めて3人以上の子を養育していますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

① 「額改定請求書」を提出してください

② 「額改定請求書」および「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

③ 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

④ 「認定請求書」および「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

⑤ 「認定請求書」を提出してください

高校生年代・大学生年代について

高校生年代(新たな児童手当の支給対象)

→2006(平成18)年4月2日～2009(平成21)年4月1日生まれの方
大学生年代(児童手当制度における子の新たなカウント対象)

→2002(平成14)年4月2日～2006(平成18)年4月1日生まれの方

※認定請求書には、受給者の「保険証のコピー」「振込先の通帳(カード)のコピー」が必要です。

※子が学生に限らず、就労や結婚しているなどの状況、あるいは、別居している場合でも、親が子の監護や経済的な負担をしている状況であれば、児童手当の対象、または制度における子のカウント対象となります。